

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会  
地域福祉権利擁護事業生活支援員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)の地域福祉権利擁護事業(以下「事業」という。)における生活支援員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 生活支援員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 専門員の指示に基づき、事業の利用者に対して福祉サービスの利用援助及び日常的金銭管理サービスの援助活動を行うものとする。
- (2) 援助内容及び利用者の状況について、定期的(月1回)及び必要に応じて専門員に報告するものとする。
- (3) その他専門員の求めに応じて必要な協力を行うものとする。

(委嘱)

第3条 生活支援員は、事業に理解があり、地域福祉サービスに熱意のある者から協議会会長が委嘱する。

(勤務形態)

第4条 生活支援員の勤務形態は、1週につき30時間以内の範囲で勤務するものとし、職務を行う場所及び時間はその都度指示するものとする。

(報酬)

第5条 生活支援員の報酬の額は、1回1時間まで1,000円とする。ただし、援助時間が1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算した額とする。

(守秘義務)

第6条 生活支援員は業務上知り得た利用者の秘密を他に漏らしてはならない。

この要綱は、平成20年4月1日から施行するものとする。